「「かがわヒノキ」住宅助成事業」Q＆A

●認証ヒノキ材及び補助要件について

Ｑ１　香川県産認証ヒノキ材を取り扱っている業者を知るためには、どうすれば良いか。

Ａ　香川県木材協会のホームページ内にある、香川県産木材認証制度のページに認証ヒノキ材を取り扱う認証機関（製材業者等）の一覧が掲載されているので、ご確認ください。

Ｑ２　内装材に使用する材の厚さに規定などはあるのか。

Ａ　内装材の使用に対する助成は使用面積で計算しますので、使用する材の厚さに特に規定はありません。

Ｑ３　認証ヒノキ材の使用面積が１０平方メートル未満でも、使用材積が３立方メートル

以上であれば助成の対象となるのか。

Ａ　対象となります。また、その逆の場合も対象となります。

ただし、使用量や使用面積の変更によって、認証ヒノキ材の使用量が３立方メートル以下で使用面積も１０平方メートル以下になってしまった場合は、要件を満たさなくなるので対象外になります。

Q４．離れやウッドデッキは対象になるのか。

Ａ　県内に自ら居住するための木造住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行うことが、補助金の交付対象であるので、居住スペースとして利用する場合の「離れ」は増築の扱いで交付対象となります。倉庫など、居住の目的外で「離れ」を増築する場合は対象外となります。

また、「ウッドデッキ」については、母屋と繋がっていれば交付対象となりますが、庭の外壁や柵、庭に置くベンチなどは「かがわヒノキ」住宅助成事業補助金交付要綱第４条の｢外構｣に該当するため交付対象となりません。

Ｑ６　施主が夫婦や親子など複数の場合、申請は誰か代表の人の名前で申請してもいいのか。

Ｑ５　モデル住宅の展示用品助成の対象には、具体的にどのようなものがあげられるか。

Ａ　認証ヒノキ材を使用した住宅であることを周知・ＰＲするためのパネルやチラシなどが対象となります。

Ｑ６　材積単価（１立方メートルあたり１万円）と面積単価（１平方メートルあたり３千円）は併用できるのか。

Ａ　併用できます。ただし、内装材の材積は材積単価の対象に含めることはできません。

また、特別加算は内装材を除き１０立方メートルを超える認証ヒノキ材を使用している

場合に適用されます。

●補助金交付手続きについて

Ｑ７　交付申請書や実績報告書・請求書の提出期限はあるのか。

Ａ　交付申請書は、認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日の３０日前までに提出してください。

実績報告書は、申請年度の３月１５日までに、認証ヒノキ材使用部分の施工を完了し、その後1ヶ月以内を目安に提出してください。特に年度末は、年度内（３月中）に現地確認等を受けなくてはいけませんので、実績報告書の提出は速やかにお願いします。年度を超えての提出は認められません。

請求書は、現地確認を受け、額の確定通知が届き次第、翌年度４月末までに提出してください。

Ｑ８　施主が夫婦や親子など複数の場合、申請は誰か代表の人の名前で申請してもいいのか。

Ａ　施主が複数の場合には、代表者に交付の全てを委任することで代表者１名の名前で交付手続きをすることができます。委任をする場合には、受任者と委任者の氏名、住所を記載し、受任者及び委任者の押印をした委任状を提出してください。（参照：別紙参考様式）

Q９．内装材の使用面積の算出方法はどうするのか。

Ａ　内装材の使用面積は、別記様式第３号－２の内訳書(内装材)で計算します。

幅につきましては、仕上げ幅を記載して下さい。また、長さにつきましては板材等の納品時の長さを記載して下さい。

実績の確認については、納品書を元に現地での使用状況の確認を行います。

Ｑ１０　請求者と振込口座の名義人は違っても良いのか。

Ａ　原則、請求者と振込口座の名義人は同じにしてください。もし、請求者と振込口座の名義人が違う場合は、補助金の受領権の委任が必要となりますので、代理人と委任者の氏名、住所を記載し、委任者の押印をした委任状を提出してください。

（参照：別紙参考様式）

　 なお、交付手続きの全てを委任する場合には交付申請時に委任状を提出してください。

Ｑ１１　補助金の振り込み口座は貯蓄預金口座でもよいのか。

Ａ　補助金の振込口座に貯蓄預金口座を指定した場合、口座によっては第三者からの振り込みができないことがありますので、振込口座には普通預金口座又は当座預金口座の指定をお願いします。

Ｑ１２　申請手続き中に申請者の居住地が変わってしまった場合に、必要な手続きはあるか。

Ａ　申請手続き中に、申請者の住所が交付申請時と実績報告時又は請求書提出時で変わってしまった場合は、転居した旨を香川県環境森林部森林・林業政策課の担当者（TEL：０８７－８３２－３４６４）にお伝えください。書類の提出等は不要です。

Ｑ１３　どういった場合に変更申請が必要か。

Ａ　下記の場合には、変更交付申請書の提出が必要です。変更交付申請書の提出は、内容の変更が明らかになった時点で、速やかに提出してください。

　・補助金の額が増加する場合又は３割を超える減額がある場合

　・認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日が1ヶ月以上遅れる場合

　・施工業者が変更になった場合

　・モデル住宅の公開期間、公開日数が変更される場合

　※その他、申請手続きに関わる変更が生じる場合は、変更申請の要否の判断を行う必要がありますので、香川県森林・林業政策課企画政策グループの担当者（０８７－８３２－３４６４）にご連絡ください。

Ｑ１４　変更申請の要件に該当しない変更が生じた場合はどうすればよいか。

Ａ　下記の場合については、変更交付申請書の提出は必要ありませんが、実績報告書には、変更後の数字を記載して提出してください。

１）補助金の額の３割以下の減額の場合

２）認証ヒノキ材使用部分施工完了予定日の遅れが１ヶ月以内の場合

Ｑ１５　モデル住宅の公開期間が年度を超える期間の場合はどうすればよいか。

Ａ　モデル住宅公開実施計画書は、公開期間が年度をまたぐ場合も、公開予定の期間を記載してください。ただし、交付要綱上、申請年度の３月15日までに1ヶ月以上の期間で８日間以上公開することが要件となっておりますので、要件を満たした後に申請年度内に実績報告書（モデル住宅公開実施報告書は、実績報告書提出時点の実績で可）を提出してください。モデル住宅公開期間終了後の書類提出は不要ですが、実績の確認の連絡をさせていただくことがございますので、ご了承ください。

その他ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先：香川県環境森林部森林・林業政策課　TEL：０８７―８３２―３４６４

（別紙参考様式）

委　　任　　状

香川県知事　殿

受任者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、　　　年度「かがわヒノキ」住宅助成事業の補助金の申請及び同請求、受領等に関する一切の行為を、上記のものに委任します。

（私は、　　　年度「かがわヒノキ」住宅助成事業の補助金の受領権を、上記の者に委任します。）

　　年　　月　　日

委任者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞